
プロジェクト	マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
項目	第 350 回企業会計基準委員会及び第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利に関連する会計上の論点への対応について、第 350 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 2 日開催）及び第 87 回退職給付専門委員会（2016 年 12 月 5 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告の基準開発の要否に関する意見

（実務対応報告の基準開発を行うことに賛成する意見）

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 今後、利回りがどのように変動するか分からない状況の中、実務的な混乱を回避するためにも実務対応報告を開発することに賛成する。ただし、退職給付債務等の割引率の考えは会計の基本的な考えであり、国際的にも確定していない中で、現時点で利回りの下限として零を利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法に決定することは難しいと考える。
3. 企業会計基準委員会としては、本論点に関して 2016 年 3 月に議事概要を公表しており、短期的に実務対応報告を公表するという方向性に賛成である。
4. 今回検討を開始している実務対応報告に関しては、3 月までに公表することが良いと考える。ただし、中長期的には、様々な考えがある中、もう少し検討してからでないと、結論は出せないと考える。
5. マイナスの利回りの状況は長期的に続くとは考えられないので、短期的に実務対応報告を公表するという意見に賛成である。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

6. 本年 3 月に公表した議事概要は緊急的な対応であったため、取扱いを明確化してほしいという実務上のニーズに対応する点を考慮すると、実務対応報告として公表することは意義があると考え。ただし、その内容は、あくまで会計基準の枠内であるべきであり、それを越えた取扱いにならないように注意が必要である。

（いずれの方法も許容する取扱いを定める基準開発は有用でないという意見）

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 文案の第 21 項で示しているマイナス利回りの幅が著しく変動した場合とは、どの程度を意図しているのかが分かりづらい。開発しようとしている実務対応報告が、マイナス利回りの幅が小さい場合にのみ対応するのであれば、その検討の有用性は乏しいと考えられるので、2 つの方法を認めるという結論も含め事務局の提案に反対する。マイナスの利回りは今後拡大する可能性があるため、一定のマイナス利回りの幅に対応できる実務対応報告を検討する必要がある。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

8. 2016 年 3 月決算において、退職給付債務の割引率にマイナスの利回り又は零を用いている企業がそれほど多くなく、2017 年 3 月決算においても状況は変わらないと思われることを考慮すると、現時点で実務対応報告を公表する必要性は高くないのではないかと。また、2016 年 3 月に議事概要を公表することで対応したのは、検討に相応の時間を要することだったにもかかわらず、今回、実務対応報告の基準開発を短期間で行うことには疑問が残る。
9. 実務の安定性を考慮する点は理解するが、いずれの方法も許容する取扱いを定める実務対応報告の基準開発を行うことには、違和感がある。
10. いずれの方法も許容する取扱いを定める実務対応報告の基準開発を行うことには疑問があり、マイナス金利の性質を包括的に検討した上で、一定の結論を出すべきではないかと。
11. 実務対応報告の基準開発を短期間で行うことは難しいと思われるため、議事概要の公表による対応が不十分と考える場合、別の方法で当面の取扱いを周知することも考えられるのではないかと。

実務対応報告の本文に関する意見

(いずれの方法も許容する取扱いを定めることに賛成する意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

12. 会計処理の検討においては経営の実態を表すようにすることが重要であり、退職給付債務の支払手段として一定の資産を保有するものと考えれば、運用資産がマイナスの利回りの場合には現金を保有するという選択もあり得るため、割引率に関しては両方の方法を認めるのが良いと考える。

(利回りの下限として零を利用する方法に賛成する意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 社債の利回りがマイナスになった場合には、マイナスの利回りをそのまま利用する

方法も考えられるが、現実には、マイナスの利回りで発行している社債がなく、社債発行費用を考慮するとさらにプラスになる。このため、仮にいずれかの方法に決めるのであれば、利回りの下限として零を利用する方法に賛成する。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. 割引率は退職給付債務を測定するために用いるものであり、マイナスの割引率によって割り引くことにより将来のキャッシュ・アウト・フローよりも多い金額を負債として計上する場合、退職給付債務の測定に用いた割引率が適切ではないと考えられるため、零を用いる方が望ましいと考える。

(マイナスの利回りをそのまま利用することを原則とし、重要性がない場合には零を利用する方法も認めるとする意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. 政策の効果を正しく企業の財務諸表に反映させるためにも、マイナスの利回りを用いることが良いと考える。そのため、基本的にはマイナスの利回りをそのまま使用し、重要性がない場合には、その金額を注記することを前提に、利回りの下限として零を利用する方法を用いることもできるとするのが良いと考える。

(会計方針として開示する必要性を検討すべきとする意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

16. 利回りの下限として零を利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を用いることは会計方針であると考えられるので、開示する必要性についても記載することが望まれる。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

17. マイナスの利回りを用いるのかゼロを用いるのかの選択は、会計方針にあたるのかどうか、また、開示や経過措置をどうするのか、といった論点についても整理した方がよいのではないかと。

実務対応報告の結論の背景全般に関する意見

(現行の会計基準に記載されていない内容を結論の背景に記載すべきではないという意見)

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

18. 実務対応報告の基準開発を行う場合、現行の会計基準の枠内であることが前提と考えるが、例えば、割引率を検討する際に、年金資産の運用収益率を考慮するか否かについても整理が必要であると結論の背景に記載すると、現行の会計基準に基づく会計処理自体にも波及しかねないため、そのような誤解が生じる記載は削除すべきである。

19. 検討に相応の時間を要するために、いずれの方法も許容することとし、その理由や検討すべき論点を結論の背景に記載することは理解できるが、記載内容には注意が必要である。割引率と信用リスクフリーレートとの関係の整理は最も重要な点であるが、結論を出すことは難しいだろう。また、退職給付債務の割引率の算定において、年金資産の運用収益率を考慮するか否かという点は、現行の会計基準の考え方を前提とすると、詳細に記載しない方がよい。債務を決済する価値に関する部分についても、同様に記載の可否を慎重に検討すべきである。

(その他の意見)

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

20. いずれの方法も許容する場合、そのような結論に至った背景の記載を充実した方がよいのではないかな。
21. 仮に実務対応報告を公表してほしいというニーズに対応する場合、時間も限られている中では、論点は絞り込む方がよいのではないかな。

実務対応報告の結論の背景（各論）に関する意見

(退職給付会計における年金資産と退職給付債務の評価を整合させるべきとする意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

22. 2016 年 3 月に公表した議事概要において、「年金資産の期末における公正な評価額には、通常、マイナス金利の影響が反映されると考えられるため、仮に退職給付債務の計算において零を下限として補正した割引率を用いると、資産と負債の測定について整合しなくなる可能性がある。」と記載がある。退職給付会計では、年金資産と退職給付債務の差額を負債として計上する構成になっており、資産の評価と負債の評価に整合性を持たせる必要がある。そのため、年金資産は公正価値評価により、マイナス金利の影響が加味されているのであれば、退職給付債務側にも同様に反映させなければならず、割引率について零を下限とする方法に反対する。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

23. 年金資産をマイナス金利の債券で運用すれば、退職給付債務にもマイナス部分が影響を与えるため、割引率もマイナスの利回りを用いるべきと考える。

(必ずしも資産の評価にマイナスの利回りが反映されてはいないとする意見)

24. マイナスの利回りをそのまま利用する場合は、退職給付債務の全体をマイナスの利回りで計算することになる。一方、年金資産に関して、実際にはすべてを債券で運用している企業はほとんどなく、マイナス金利の影響は年金資産の一部のみ反映されているものと考えられ、退職給付債務と年金資産の関係で捉えると、負債側が過大に評価されるような感覚がある。

(その他の意見)

第 350 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

25. 第 12 項の「マイナス金利が付される預金」という表現について、日本銀行の金融法委員会から公表されている文書の見解を踏まえると、「利回りがマイナスとなる資産で運用する」といった表現がよいと考える。

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

26. 今回、いずれの方法も許容する取扱いを定める実務対応報告を公表した場合、将来的に単一の方法を定めることが難しくなるのではないかと。
27. 国際的に様々な議論がある中で、現時点では単一の方法に決めることは難しいと思われるため、いずれの方法も許容するという結論は理解するが、実務の安定性の観点で、マイナス利回りの幅が拡大し、かつ、そのような状況が継続した場合に限って、取扱いを見直す可能性がある旨を結論の背景に記載する点には疑問がある。むしろ、国際的な動向が契機となるのではないかと。
28. いずれの方法も許容する取扱いを定める実務対応報告を公表することには賛成できないが、仮に公表するとしても、マイナス利回りの幅がそれほど大きくない環境における当面の取扱いである旨は表題等に明記する必要があるのではないかと。

その他の論点に関する意見

第 87 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

29. 2008 年に割引率に関して基準改正を行い、一定期間の変動を考慮できる取扱いを削除して、期末の市場利回りのみとした経緯を、2016 年 3 月の議事概要ではマイナス利回りを主張する意見の一つとして触れていたもので、本実務対応報告においても記載したほうがよい。
30. 資産除去債務やストックオプションについても割引率が用いられ、適用対象となる企業が多いことを考えると、対象範囲を退職給付債務の割引率に限定しないことも考えられるのではないかと。
31. 派生的な論点についても、検討した経緯や結論は実務対応報告に記載した方がよいのではないかと。
32. いずれの方法も許容する取扱いを定める実務対応報告を前提とすると、関連する派生論点は、実務対応報告に記載すべきではない。

以上